

■議案第4号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について

【要旨】

当施設は、地方自治法第244条の2第6項、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び四万十町保育所条例第3条の規定に基づき、「社会福祉法人 窪川児童福祉協会」を指定管理者の候補者として選定したので、指定管理者の指定をするため、議会の議決を得ようとするもの。

1. 公の施設の名称

所在地 四万十町替坂本41番地5

名 称 四万十町立ひかり保育所

2. 公募によらない指定管理者の候補者名

住 所 四万十町見付977番地1

団 体 名 社会福祉法人 窪川児童福祉協会

代表者名 会長 八木 雅昭

3. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

社会福祉法人 窪川児童福祉協会は、現在、町内で保育所4園を運営しており、その4園の運営については、児童福祉法第51条第4号による委託料と町補助金として四万十町私立保育所運営費補助金交付要綱に基づき、保育所の運営に関する運営補助金及び事務局の運営に関する補助金で運営されている。

今回、統合により建設される四万十町立ひかり保育所は、窪川児童福祉協会が運営していた旧仁井田保育所と影野保育所を統合し1園としたもの。

建設後の運営に関しては、町、窪川児童福祉協会、地元区長会及び保護者会の協議により引き続き窪川児童福祉協会による運営が最適であるとの結論に至ったもので、当該保育所を従来どおりの運営形態で行うよう同協会を指定管理者として指定を行おうとするもの。

また、統合の効果として、効率的な施設運営が可能となり、指定管理料の基本的な根拠となる委託料と町補助金も減額となることから町の財政負担の軽減も期待できるものである。